

遠野市

| 要望月日  | 要望内容   | 取組状況(方針)  | 振興局名           | 担当所属名      | 反映区分       |
|-------|--|---|----------------|------------|------------|
| 7月31日 | <p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良を図ること。</p> <p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展に必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、さらには三陸沿岸道路も令和2年度末までに全線開通の見通しが示されている状況の中、当市を取り巻く道路インフラが充実し、遠野市ではストック効果が表れている。</p> <p>遠野ICから市街地に通じる路線の交通量に増加が見られるほか、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が、本市と立地協定を結び市内に拠点整備に着手するなど、新たな雇用の創出や地域産業として動き始めている。道路網の整備によって、地域で暮らす人々の安心・安全の確保はもとより、地域経済の活性化につながるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良を図ること。</p> | <p>下組町から六日町間については、令和3年度、現地測量及び設計に着手する予定です。(A)</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>A:1</p> |

|       |  |   |                |            |              |
|-------|--|---|----------------|------------|--------------|
| 7月31日 | <p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。</p> <p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展に必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、さらには三陸沿岸道路も令和2年度末までに全線開通の見通しが示されている状況の中、当市を取り巻く道路インフラが充実し、遠野市ではストック効果が表れている。</p> <p>遠野ICから市街地に通じる路線の交通量が増加が見られるほか、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が、本市と立地協定を結び市内に拠点整備に着手するなど、新たな雇用の創出や地域産業として動き始めている。道路網の整備によって、地域で暮らす人々の安心・安全の確保はもとより、地域経済の活性化につながるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。</p> | <p>松崎町八幡交差点からかっぱロードまでの拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、国道340号立丸峠工区の全線供用開始及び釜石自動車の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、当該地区における安全対策を検討していきます。(C)</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C : 1</p> |
|-------|--|---|----------------|------------|--------------|

|       |  |   |                     |            |              |
|-------|--|---|---------------------|------------|--------------|
| 7月31日 | <p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。</p> <p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展に必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、さらには三陸沿岸道路も令和2年度末までに全線開通の見通しが示されている状況の中、当市を取り巻く道路インフラが充実し、遠野市ではストック効果が表れている。</p> <p>遠野ICから市街地に通じる路線の交通量に増加が見られるほか、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が、本市と立地協定を結び市内に拠点整備に着手するなど、新たな雇用の創出や地域産業として動き始めている。道路網の整備によって、地域で暮らす人々の安心・安全の確保はもとより、地域経済の活性化につながるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。</p> | <p>一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間の堆雪帯による路肩拡幅については、冬期積雪量や今後の交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> | <p>県南広域<br/>振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C : 1</p> |
|-------|--|---|---------------------|------------|--------------|

|       |  |   |                     |            |              |
|-------|--|---|---------------------|------------|--------------|
| 7月31日 | <p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の、拡幅改良を図ること。</p> <p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展に必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、さらには三陸沿岸道路も令和2年度末までに全線開通の見通しが示されている状況の中、当市を取り巻く道路インフラが充実し、遠野市ではストック効果が表れている。</p> <p>遠野ICから市街地に通じる路線の交通量に増加が見られるほか、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が、本市と立地協定を結び市内に拠点整備に着手するなど、新たな雇用の創出や地域産業として動き始めている。道路網の整備によって、地域で暮らす人々の安心・安全の確保はもとより、地域経済の活性化につながるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の、拡幅改良を図ること。</p> | <p>附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p> | <p>県南広域<br/>振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C : 1</p> |
|-------|--|---|---------------------|------------|--------------|

|       |  |  |             |     |       |
|-------|--|--|-------------|-----|-------|
| 7月31日 | <p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(5) 県道下宮守田瀬線の未改良区間の拡幅改良を図ること。</p> <p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展に必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、さらには三陸沿岸道路も令和2年度末までに全線開通の見通しが示されている状況の中、当市を取り巻く道路インフラが充実し、遠野市ではストック効果が表れている。</p> <p>遠野ICから市街地に通じる路線の交通量が増加が見られるほか、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が、本市と立地協定を結び市内に拠点整備に着手するなど、新たな雇用の創出や地域産業として動き始めている。道路網の整備によって、地域で暮らす人々の安心・安全の確保はもとより、地域経済の活性化につながるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(5) 県道下宮守田瀬線の未改良区間の拡幅改良を図ること。</p> | <p>御要望箇所の拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、当面の対応として、すれ違いが困難となっている箇所に対し待避スペースを設けることを、令和2年6月に貴市と現地で打合せを行ったところで。今後、具体的な設置場所の検討を行い、関係機関と調整した上で、来年度から設置工事に着手したいと考えています。(B)</p> | 県南広域<br>振興局 | 土木部 | B : 1 |
|-------|--|--|-------------|-----|-------|

|       |  |   |             |           |       |
|-------|--|---|-------------|-----------|-------|
| 7月31日 | <p>2 生活交通の確保対策について</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について</p> <p>人口減少、高齢化社会が進む中、中山間地域である当市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持は、喫緊の課題である。</p> <p>また、特に基幹拠点病院が再整備され、広大な面積を誇る本県の多くの地域の安心を確保するため、並行して基幹病院間を結ぶ公共交通網の整備が強く求められている。</p> <p>当市は、広域路線を持たないこと等から、国、県の財政支援を受けておらず、単独で交通事業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新をするなど、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。</p> <p>しかしながら、恒常的な乗務員不足を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、当市においても、単独の対策では現状を維持することが困難となってきた。</p> <p>については、市民の安心・安全の確保と均衡ある地域振興が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について</p> <p>地域事情を考慮した最低限の公共交通網を維持するため、新たな財政支援を講ずること。</p> | <p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでいるところです。</p> <p>また、国庫補助路線において広域バス路線からデマンド交通などに転換せざるを得ない場合に、補助路線の代替交通を確保するための補助事業を令和2年度から開始したところです。</p> <p>なお、デマンド交通等、新たな交通手段の導入には、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を実施しており、引き続き支援を実施していきます。</p> <p>併せて、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところであり、今後も引き続き、国に働きかけていきます。(B)</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | B : 1 |
|-------|--|---|-------------|-----------|-------|

|       |  |   |             |           |       |
|-------|--|---|-------------|-----------|-------|
| 7月31日 | <p>2 生活交通の確保対策について</p> <p>2 地域拠点間をつなぐ広域バス路線の整備について</p> <p>人口減少、高齢化社会が進む中、中山間地域である本市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持は、喫緊の課題である。</p> <p>また、特に基幹拠点病院が再整備され、広大な面積を誇る本県の多くの地域の安心を確保するため、並行して基幹病院間を結ぶ公共交通網の整備が強く求められている。</p> <p>当市は、広域路線を持たないこと等から、国、県の財政支援を受けておらず、単独で交通事業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新をするなど、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。</p> <p>しかしながら、恒常的な乗務員不足を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、本市においても、単独の対策では現状を維持することが困難となってきている。</p> <p>については、市民の安心・安全の確保と均衡ある地域振興が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>2 地域拠点間をつなぐ広域バス路線の整備について</p> <p>地域格差を地域連携で解消するため、基幹病院（岩手医大、中央病院、中部病院）への拠点施設間や、沿岸部と中央部などの地域間を鉄道やバスなどの複数の公共交通手段で結ぶ、広域バス路線について、地域公共交通活性化推進事業補助要件の緩和を講じ、路線確保の支援策を図ること。</p> | <p>県では、市町村が実施する調査費用や実証運行などについて、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行うとともに、広域バス路線が補助要件を満たす場合には、国庫補助や県単補助により路線確保の支援を行っているところです。</p> <p>なお、地域公共交通活性化推進事業費補助については、市町村が行うバス路線の再編や利用促進等の取組について幅広く対象としているところです。</p> <p>(B)</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | B : 1 |
|-------|--|---|-------------|-----------|-------|

|       |  |  |             |           |     |
|-------|--|--|-------------|-----------|-----|
| 7月31日 | <p>2 生活交通の確保対策について</p> <p>3 乗務員の確保対策について</p> <p>人口減少、高齢化社会が進む中、中山間地域である本市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持は、喫緊の課題である。</p> <p>また、特に基幹拠点病院が再整備され、広大な面積を誇る本県の多くの地域の安心を確保するため、並行して基幹病院間を結ぶ公共交通網の整備が強く求められている。</p> <p>本市は、広域路線を持たないこと等から、国、県の財政支援を受けておらず、単独で交通事業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新をするなど、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。</p> <p>しかしながら、恒常的な乗務員不足を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、本市においても、単独の対策では現状を維持することが困難となってきた。</p> <p>については、市民の安心・安全の確保と均衡ある地域振興が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>3 乗務員の確保対策について</p> <p>交通事業者の乗務員不足が深刻化してきていることから、交通事業者と連携した人材の確保、育成体制を講ずること。</p> <p>また、自動運転車等の先進技術の導入による公共交通網の整備についても実施に向け検討すること。</p> | <p>県では、「岩手県地域公共交通網形成計画」において「バス運転士の確保による路線の維持」を目標の一つに掲げており、岩手県バス協会に対する補助（運輸事業振興費補助）により、バス事業者が実施する運転士の確保や養成に対する支援を行っているところであり、今後も乗務員の確保の取組等を支援していきます。</p> <p>自動運転については、運転士不足の対策になり得るものと考えていますが、いまだ試験段階であることから、今後の動向を注視していきます。（B）</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | B：1 |
|-------|--|--|-------------|-----------|-----|

|       |   |   |         |       |       |
|-------|---|---|---------|-------|-------|
| 7月31日 | <p>3 地域情報基盤の整備にかかる国の財政支援について</p> <p>1 光ファイバ整備の補助金制度継続について<br/> 当市は、ケーブルテレビ事業により、地域情報や行政情報及び防災情報を速やかに市民へ提供し、安心・安全なまちづくりの一翼を担っている。<br/> 施設整備から約20年が経過し、旧遠野市の大半に敷設されているH F C方式の伝送路設備が老朽化していること、また、送受信データの大容量化及び高速通信への対応が求められていることなどから、伝送設備を、早期にF T T H方式に更新することが、喫緊の課題となっている。<br/> 国では教育 I C T環境整備の観点から総務省「I C Tインフラ地域展開マスタープラン」を前倒しして光ファイバ整備を進めている。<br/> しかしながら、当市は整備エリアが広範なことから、単年度の事業完了が見込めない状況である。<br/> ついては、市民の安心・安全を支える重要なインフラである高速通信網の普及拡大に資するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 光ファイバ整備の補助金制度継続について<br/> 令和2年度と同様の国庫補助制度及び市負担に充当が可能な地方創生臨時交付金と同様の財政支援制度を継続すると共に、複数年の補助事業採択が可能となるよう、県から国に対し働きかけること。</p> | <p>県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバー等の超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の設備投資を促進するため、国に対し、県単独及び全国知事会を通じて情報通信基盤の整備について要望しています。<br/> 引き続き、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充など、働きかけを行っていきます。<br/> 交付金制度について、国の第2次補正における光ファイバ整備に係る国庫補助金の地方負担額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次交付分において、所要額が算定される見込みとなっています。<br/> 内閣府から示されている同交付金の取扱に係る事務連絡及びQ &amp; Aによれば、交付金を財源として実施する事業費を繰り越すことは可能とされています。<br/> なお、交付金を活用して積み立てることができる基金については、利子補給事業及び信用保証料補助事業の他、「不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業」及び「当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの」に限るとされており、基金事業に該当するか否かは個別に判断するとされているところです。<br/> 県としては令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」において交付金の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続について要望を行ったところです。今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B : 1 |
|-------|---|---|---------|-------|-------|

|       |   |  |             |           |       |
|-------|---|--|-------------|-----------|-------|
| 7月31日 | <p>4 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p> <p>1 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p> <p>平成30年11月に、遠野市と宮古市を結ぶ国道340号立丸峠工区が全線開通し、移動距離・時間が短縮されたことに伴い、交通量が増加している。</p> <p>しかし、整備された立丸トンネル周辺は、長距離にわたり、携帯電話不感エリアとなっており、緊急時の連絡手段として至急全線にわたるエリア化が求められている。</p> <p>ついては、携帯電話不感エリアの早期解消に向け、通信事業者への働きかけや早期事業化について支援を要望する。</p> <p>1 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p> <p>立丸トンネル全線の携帯電話不感エリアの解消を図るため、県による整備または通信事業者による整備を働きかけること。</p> | <p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。</p> <p>国においては、居住地域について、携帯事業者による不感地域解消が計画されたところですが、県が管理する道路やトンネルを含む居住地域外については、引き続き県から携帯電話事業者へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。(B)</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | B : 1 |
|-------|---|--|-------------|-----------|-------|

|       |   |  |             |             |     |
|-------|---|--|-------------|-------------|-----|
| 7月31日 | <p>5 児童虐待対応及び療育支援の充実について</p> <p>1 児童虐待対応にかかる一時保護施設の十分な必要量確保について</p> <p>平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、本市では、少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）を策定し、今日まで遠野の宝である“わらすっこ”たちの、より良い未来を考え、子育て環境整備の充実に取り組んできた。</p> <p>令和2年度は、「第2次少子化対策・子ども・子育て支援総合計画（第2次遠野わらすっこプラン）」の策定初年度にあたり、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域みんなで応援し、子どもが心身ともに健やかに育つための実効性のある施策を推進する。</p> <p>ついては、子どもの生命の安全確保と子育てに対し不安を抱える保護者の安心を確保する観点から、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 児童虐待対応にかかる一時保護施設の十分な必要量確保について</p> <p>虐待により、心身を脅かされる児童は全国的に年々増加傾向にある。</p> <p>平成30年度における本県での虐待相談対応件数は1,983件と過去最多となっており、今後も虐待事案の増加に伴い、一時保護措置の増加も予想されることから、県内における一時保護施設の必要量を精査のうえ、施設定員が超過とならないよう十分な体制を確保し、児童の生命の安全が担保されるよう必要な対策を講じること。</p> | <p>本県の一時保護の実施状況を見ると、今後の児童虐待対応件数の増加に伴い一時保護を必要とする児童も増加することが予想されるとともに、虐待を受けた子どもへの心のケアなど専門的な対応も必要であることから、既存の児童相談所一時保護所に加え、令和2年から運用が始まった社会福祉法人が設置する一時保護専用施設、その他児童福祉施設や里親等への一時保護委託の実施も含めて、一時保護に必要な受け皿が確保されるよう、引き続き対応を進めていきます。（A）</p> | 県南広域<br>振興局 | 保健福祉<br>環境部 | A：1 |
|-------|---|--|-------------|-------------|-----|

|       |  |   |             |             |       |
|-------|--|---|-------------|-------------|-------|
| 7月31日 | <p>5 児童虐待対応及び療育支援の充実について</p> <p>2 発達障がい児の専門機関受診にかかる待機期間の短縮について</p> <p>平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、本市では、少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）を策定し、今日まで遠野の宝である“わらすっこ”たちの、より良い未来を考え、子育て環境整備の充実に取り組んできた。</p> <p>令和2年度は、「第2次少子化対策・子ども・子育て支援総合計画（第2次遠野わらすっこプラン）」の策定初年度にあたり、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域みんなで応援し、子どもが心身ともに健やかに育つための実効性のある施策を推進する。</p> <p>ついでには、子どもの生命の安全確保と子育てに対し不安を抱える保護者の安心を確保する観点から、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>2 発達障がい児の専門機関受診にかかる待機期間の短縮について</p> <p>市が行う健康診査により、「発達障がい」の疑いがある児童については、保護者に専門機関の相談・受診を勧めることとしているが、予約が非常に込み合っており、半年以上待機しなければならない事例も見受けられ、児童の保護者からは焦りや不安の声も聞かれることから、相談・受診にかかる待機期間の短縮が図られるよう必要な対策を講じること。</p> | <p>県では、発達障がいの相談、診療ニーズの増加に対応するため、小児科医等のかかりつけ医や発達障がいに携わる医療従事者等を対象に、発達障がいに関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、県内における発達障がいに関する診療体制の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>また、今年度から、県の寄附金により、岩手医科大学に寄附講座として「障がい児者医療学講座」を設置し、県内の障がい児及び障がい者医療に携わる医師の人材確保や育成に取り組んでいるほか、寄附講座教員（小児科医）の診療応援による県立療育センターの診療体制の充実に努めており、発達障がいをはじめとする障がい児医療の充実を図るとともに、県立療育センターにおける受診までの待機期間の解消に取り組んでいるところです。（B）</p> | 県南広域<br>振興局 | 保健福祉<br>環境部 | B : 1 |
|-------|--|---|-------------|-------------|-------|

|       |  |   |             |     |       |
|-------|--|---|-------------|-----|-------|
| 7月31日 | <p>6 中山間地域での担い手確保について</p> <p>1 担い手確保に向けた支援の強化について</p> <p>当市の農業の現状は、農業者の高齢化及び後継者不足が深刻となっており、それらを要因とした不作付地が増加傾向にあるなど課題を抱えている。そのため当市では、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業の実施などにより、担い手に対する農地の集積に取り組んでいる。</p> <p>しかし、中山間地域では、民家が点在し道路が狭小で小区画農地が多く、耕作条件が悪いことなどから、農地の借受者の労力的及び経費的な負担が大きく、担い手による農地の集積が進まない現状となっている。</p> <p>については、中山間地域における農地の借受者となる担い手の確保に向けた支援策として、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 担い手確保に向けた支援の強化について</p> <p>中山間地域における農地の集積を促進するため、新たに農地を借受し、農業経営を拡大しようとする意欲ある担い手に対して、農地中間管理事業者による借受者側への支援策を強化するよう、国に働きかけること。</p> | <p>県では、担い手への農地集積を推進するため、国の「農地中間管理事業」により、農地中間管理機構に農地を貸付した地域や個人に対して機構集積協力を交付しております。また、中山間地域などの条件不利地において、農地の借受がしやすくなるよう、国の「農地耕作条件改善事業」や県の「いきいき農村基盤整備事業」の活用により、区画拡大や暗渠排水などの簡易なほ場整備を支援していきます。加えて、担い手の育成を図るため、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、「担い手確保・経営強化支援事業」等を活用し、機械や施設の導入を支援しています。</p> <p>また、令和2年6月に国に対し、上記事業の十分な予算措置とともに、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の補助率引き上げについて要望したところであり、今後とも、担い手確保に向け必要な予算が確実に措置され、制度の内容が拡充されるよう、国に対して働きかけていきます。(B)</p> <p>なお、県や関係機関・団体に構成する「人・農地問題解決加速化推進チーム」では、地域農業マスタープランに基づく地域の話し合いに積極的に参加して農地のマッチングに努めております。今後も、地域農業マスタープランの実質化に向けた地域の話し合い等を通じ、農地の借受者の確保に向け、積極的に支援していきます。</p> | 県南広域<br>振興局 | 農政部 | B : 1 |
|-------|--|---|-------------|-----|-------|

|       |  |   |         |             |            |
|-------|--|---|---------|-------------|------------|
| 7月31日 | <p>7 ニホンジカの被害対策について</p> <p>1 ニホンジカの被害対策について</p> <p>当市の有害鳥獣による農作物等被害は、依然として深刻な状態が続いている。特にニホンジカによる被害は、農林業被害のみならず、近年は早池峰山の高山植物の食害や車両接触事故も多発するなど、被害も多様化している。</p> <p>このような中、当市では、「防除」「駆除」「人材育成」の3つの観点から、当市独自事業として、電気牧柵の購入補助、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲への嵩上げ補助、狩猟者確保対策事業として、猟銃購入補助、装弾及びガンロッカー購入補助を実施している。</p> <p>また、遠野市鳥獣被害対策実施隊（隊員100名）を中心に、平成26年2月からは、実施隊の補助者として、狩猟免許を持たない農家などを遠野市ニホンジカ捕獲応援隊（隊員149名）として委嘱し、地域ぐるみの対策に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、当市のニホンジカの捕獲数は年々増加しているにも関わらず、これまで減少傾向が続いていた被害額が、平成30年において大幅に上昇する事態となっている。</p> <p>岩手県では、ニホンジカの生息数を2024年までに半減させることを目標に掲げているが、その実現には駆除をこれまで以上に強化し、今すぐにも適正な個体数にすることが喫緊の課題である。</p> <p>ついては、広域的な対策によるニホンジカの個体数半減に向けて、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 ニホンジカの被害対策について</p> <p>ニホンジカの個体数を適正数にするため、早急に駆除対策をオール岩手の取組とするとともに、ニホンジカの被害が多い地域、又は個体数の多い地域に対し予算を拡充すること。</p> | <p>県では、平成24年度末の県内のニホンジカの生息頭数を令和5年度までに半減させることを目標として、必要な財政措置の確保について国に要望するとともに、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、高山植物の食害対策としての早池峰山周辺地域において実施している指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の取組についても引き続き推進することとしています。（A）</p> <p>県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動などへの支援を行っています。</p> <p>また、このような取組を効果的に進めるためには、県や市町村間の連携が重要なことから、県では全県対象の「岩手県鳥獣被害対策連絡会」、広域振興局単位の「地域鳥獣被害対策連絡会」を設置して、県と市町村の鳥獣被害対策の情報共有や、各地域の課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>遠野市における有害捕獲に対しては、県内のシカ捕獲計画頭数の約2割に当たる、約1,500頭分の鳥獣被害防止総合対策交付金予算を配分しております。</p> <p>なお、県では、令和2年6月に国に対し、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の上限単価の引き上げ及び予算の確保を要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。（B）</p> | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部、農政部 | A：1<br>B：1 |
|-------|--|---|---------|-------------|------------|

|       |   |  |             |     |       |
|-------|---|--|-------------|-----|-------|
| 7月31日 | <p>8 森林経営管理制度の運用について</p> <p>1 地域林政アドバイザーの確保策について</p> <p>市町村等が実施主体となり、森林の管理経営を持続的に行うことを目的とした、森林経営管理制度が令和元年度からスタートしている。</p> <p>この森林経営管理制度では、管理できない私有林は、市町村が受け皿となって管理等を行っていくこととされている。</p> <p>また、私有林の管理においては、「地域林政アドバイザー」を市町村が委嘱又は委託し、地域の林政支援活動に従事させることになっている。</p> <p>しかし、本市では、正規職員による「地域林政アドバイザー」の確保が困難な状況にあることから、国が勧める「地域林政アドバイザー制度」を活用し、地域林政アドバイザーの確保を目指しているものの、人材の確保に苦慮しており、空席の状況が続いている。</p> <p>については、森林経営管理制度の運用が円滑に図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 地域林政アドバイザーの確保策について</p> <p>地域林政アドバイザーとなりうる人材を確保するため、市町村と地域林政アドバイザーがマッチングできる制度を早急に創設すること。</p> | <p>県ではこれまで、希望する市町村に林業技術者の情報を提供するなど、市町村において地域林政アドバイザーとなり得る人材を確保できるよう取り組んできたほか、国及び県では、地域林政アドバイザーとなり得る資格を取得できる研修を開催してきたところです。</p> <p>今後とも、市町村が地域林政アドバイザーを確保することができるよう、国と連携して技術者の掘り起こしと情報提供を行うなど、マッチングが円滑に進むよう取り組んでいきます。</p> | 県南広域<br>振興局 | 林務部 | B : 1 |
|-------|---|--|-------------|-----|-------|

|       |  |   |             |             |       |
|-------|--|---|-------------|-------------|-------|
| 7月31日 | <p>9 高校教育の岩手モデルの実現について</p> <p>1 少人数学級の導入と教員定数の確保について</p> <p>岩手の高校の未来を考え、新たな高校教育「岩手モデル」の実現のため、岩手の高校教育を考える市町村長懇談会では、令和2年1月14日に「岩手の高校教育を考える提言書」を策定し、岩手県知事、岩手県教育委員会教育長、岩手県議会議長等への提言活動を展開してきた。</p> <p>本市では、高校再編を考える市民会議が中心となり、出前説明会や高校魅力化市民フォーラムを開催し、地域の人材育成における高校の役割と重要性を再認識し、地域が一体となって取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「高校魅力化プロジェクト」を位置づけ、魅力ある高校づくりの支援と高校を核として地域づくり・人づくりの取組みを推進することとしている。</p> <p>については、新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言、岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 少人数学級の導入と教員定数の確保について</p> <p>生まれた地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、高校少人数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とすること。</p> | <p>高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望してきているところだ。</p> <p>一方で、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編制や進路希望別コース編成等の方策を講じているところだ。</p> <p>今後において、少人数学級導入を含めた教職員体制の充実に向け、国への要望等も行いながら、引き続き検討していきます。（B）</p> | 県南広域<br>振興局 | 中部教育<br>事務所 | B : 1 |
|-------|--|---|-------------|-------------|-------|

|       |  |  |             |             |       |
|-------|--|--|-------------|-------------|-------|
| 7月31日 | <p>9 高校教育の岩手モデルの実現について<br/> 2 県外入学生の受入の充実に向けた基準緩和と連携について</p> <p>岩手の高校の未来を考え、新たな高校教育「岩手モデル」の実現のため、岩手の高校教育を考える市町村長懇談会では、令和2年1月14日に「岩手の高校教育を考える提言書」を策定し、岩手県知事、岩手県教育委員会教育長、岩手県議会議長等への提言活動を展開してきた。</p> <p>本市では、高校再編を考える市民会議が中心となり、出前説明会や高校魅力化市民フォーラムを開催し、地域の人材育成における高校の役割と重要性を再認識し、地域が一体となって取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「高校魅力化プロジェクト」を位置づけ、魅力ある高校づくりの支援と高校を核として地域づくり・人づくりの取組みを推進することとしている。</p> <p>については、新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言、岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>2 県外入学生の受入の充実に向けた基準緩和と連携について</p> <p>交流・関係人口から将来の定着人口の拡大を図り、地域人材の育成やふるさと振興を図るため、県外からの志願者の受入拡大につながるよう取扱基準を柔軟性のある制度に見直すこと。</p> | <p>県外からの志願者受入れは、令和元年度実施の高等学校入学者選抜から実施し、遠野高等学校及び遠野緑峰高等学校を含む5校で募集を開始したところです。募集にあたっては、県内生徒の学ぶ機会を保障しつつ、県外生が卒業後に、地域の将来を担う人材や県外から本県を応援する人材となるよう学校と地域の連携体制が整っていることや、県外生が安心して高校生活を送ることができるよう居住環境を紹介できる体制が整っていること等を条件としています。</p> <p>今後も、県外からの志願者受入れが魅力ある学校づくりに結び付くよう取り組んでいきます。(B)</p> | 県南広域<br>振興局 | 中部教育<br>事務所 | B : 1 |
|-------|--|--|-------------|-------------|-------|

|       |  |   |             |             |       |
|-------|--|---|-------------|-------------|-------|
| 7月31日 | <p>9 高校教育の岩手モデルの実現について</p> <p>3 普通科の学区制の見直しについて</p> <p>岩手の高校の未来を考え、新たな高校教育「岩手モデル」の実現のため、岩手の高校教育を考える市町村長懇談会では、令和2年1月14日に「岩手の高校教育を考える提言書」を策定し、岩手県知事、岩手県教育委員会教育長、岩手県議会議長等への提言活動を展開してきた。</p> <p>本市では、高校再編を考える市民会議が中心となり、出前説明会や高校魅力化市民フォーラムを開催し、地域の人材育成における高校の役割と重要性を再認識し、地域が一体となって取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「高校魅力化プロジェクト」を位置づけ、魅力ある高校づくりの支援と高校を核として地域づくり・人づくりの取り組みを推進することとしている。</p> <p>については、新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言、岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>3 普通科の学区制の見直しについて</p> <p>普通科の学区制を撤廃し、高校入学希望者の地域間における格差の是正と志願者の多様な学びの選択ができる環境に改めること。</p> | <p>県立高校の学区制は、特定の高校への入学志願者の集中を避けること、及び高等学校教育の機会の均等を図ること等を目的としており、全日制普通科（一部の学系、コースを除く）を対象にして、現在8学区を設けています。</p> <p>学区のあり方については、外部の有識者も交えて設置（平成29年4月）した「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」における議論の結果、提出された報告書（平成30年8月）の趣旨を踏まえ、当面現行制度を維持することとしており、新たな県立高等学校再編計画においても同様の取扱いとしています。</p> <p>また、報告書では、ほとんどの県立高校において、生徒の自由な学校選択の機会を保障するために設定している学区外許容率を大きく下回っている状況にあることから、現行の制度下でも生徒の自由な学校選択について保障されていると概ね評価されています。</p> <p>このような経緯や現状を踏まえ、学区制については、今後の社会情勢の変化や、全国の状況等も見極めながら、学区廃止による学校選択の機会拡大等の効果とともに、生徒の流出等の地域への影響等についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えています。（C）</p> | 県南広域<br>振興局 | 中部教育<br>事務所 | C : 1 |
|-------|--|---|-------------|-------------|-------|

|       |   |  |         |               |                |
|-------|---|--|---------|---------------|----------------|
| 7月31日 | <p>10 地域資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>1 地域の文化資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>当市の貴重な文化財であり観光資源の柱である国指定重要文化財「千葉家住宅」は、保存と活用を推進するため、平成25年度に公有化し、国の支援を受けながら、約10年の歳月と20億円程の経費が見込まれる整備事業を計画し、平成27年度からその価値を保存するとともに文化財を活用した地域振興を図る取組を進めているところである。</p> <p>国庫補助事業である国指定文化財の修理事業や防災施設整備事業、公開活用整備事業に対する県の嵩上げ補助については、全国大多数の都道府県において行政規模に応じた責務として行われているが、岩手県の嵩上げ補助は「平泉・橋野高炉の世界遺産」に特化され、一部の事業を除き、平成16年度以降凍結されたままとなっている。</p> <p>平成31年4月1日に施行した改正文化財保護法では、文化財を総体的に活用した新たな魅力の創出と情報発信が重要であるとの方向性が示されており、地方自治体においても取組の強化が求められている。</p> <p>については、世界遺産だけでは語り尽くせない岩手県の先人たちが残してきた多様な文化財を継承するとともに、その価値を広く還元して、岩手の地域資源を生かした持続可能なまちづくりと魅力発信を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> | <p>「千葉家住宅」など地域の文化資源や特色を生かしたまちづくりの取組は、地域の活性化に資するとともに、交流、定住人口の拡大を図るためにも重要であると認識しています。</p> <p>県では、地域の特色やニーズを踏まえた施策推進のための「地域経営推進費」の中に、市町村間の連携による広域的な地域振興や観光振興等の取組を支援するための「広域連携事業」を定めており、その積極的な活用を促進しています。</p> <p>また、広域振興局が行う「広域振興事業」は、圏域の振興及び他圏域への波及効果を図る先駆的・戦略的事業についての活用も可能であることから、引き続き市町村と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p> <p>県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。</p> <p>(C)</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部、中部教育事務所 | B : 1<br>C : 1 |
|-------|---|--|---------|---------------|----------------|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p>1 地域の文化資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>当市では、遠野遺産認定制度を創設するなど、地域が誇る有形・無形の多様な文化的資源に光をあてながら、地域の活性化に取り組んでいる。</p> <p>こうした地域の文化的資源や特色を生かした持続可能なまちづくりを推進する核として、国指定重要文化財「千葉家住宅」修理・防災・活用事業への対応など、広域振興局単位での県事業の充実強化を図るとともに、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助金を復活すること。</p> |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

|       |   |   |         |         |       |
|-------|---|---|---------|---------|-------|
| 7月31日 | <p>11 旧遠野高等学校情報ビジネス校の利活用について</p> <p>1 旧遠野高等学校情報ビジネス校の利活用の検討について</p> <p>平成22年3月、61年の歴史に幕を下ろし閉校となった旧遠野高等学校情報ビジネス校は、閉校から10年が経過した。</p> <p>旧遠野高等学校情報ビジネス校跡地利活用については、遠野市特にも宮守町の活性化のためには必要不可欠な課題であると市では認識しており、閉校直後からこれまで幾度となく検討を行ってきた。令和元年度において、新たな視点から現在のニーズに合わせた形での検討を行うべく、遠野高等学校情報ビジネス校跡地利活用検討懇談会を設置し、市のホームページ等を活用し利活用提案を募り、更には市内事業所・NPO法人等に利活用調査を行うなど集中的に検討を行ってきたところである。その結果、多数いただいた提案を中心に検討を重ねてまとめた報告書が提出され、それをたたき台として、現在、市で協議・検討を行っている段階であるが、地元住民からも早期に利活用をという声も上がっており、スピード感を持って方向性を見出していきたいと考える。</p> <p>については、当該施設の所有は岩手県であることから、施設の有効活用を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 旧遠野高等学校情報ビジネス校の利活用の検討について</p> <p>旧遠野高等学校情報ビジネス校の利活用について、今後、市として具体的に検討を進めていくことから、岩手県の財産でもある施設の利活用について、当市と一体的に検討を進めること。</p> | <p>旧遠野高等学校情報ビジネス校については、平成25年4月から被災地に対する物資支援の拠点施設として活用するため、柔剣道場をNPO法人に貸付しております。</p> <p>当該施設については、遠野市において公用又は公共用として早期に活用が図られることが最も望ましいと考えているところであり、財産の譲渡等について、引き続き貴市と検討を進めていきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 中部教育事務所 | B : 1 |
|-------|---|---|---------|---------|-------|

|       |   |  |             |                             |       |
|-------|---|--|-------------|-----------------------------|-------|
| 7月31日 | <p>12 新型コロナウイルス感染拡大防止について</p> <p>1 感染防止のための感染予防資材確保について<br/>         新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、日常生活での多くの場面や、自然災害等が発生した際の避難所等における感染予防を徹底し、「新しい生活様式」に対応し、感染拡大を防止するため、以下の事項について要望する。</p> <p>1 感染防止のための感染予防資材確保について<br/>         医療用マスク、アルコール消毒液、防護服等の感染予防資材が全国的に不足していることから、医療機関や介護施設、教育や保育の現場ニーズに応えられるよう、確保・供給体制の整備を行うこと。</p> | <p>県では、医療機関や介護施設、保育所等で必要とする感染予防資材については、現在、国の安定供給スキーム等により確保を進めているほか、直接購入して配布するなどの対応を進めています。</p> <p>また、国が示した緊急対応策に呼応して、介護施設、保育所等の設置者に対して購入費用の助成等も行っています。</p> <p>さらに、感染者が発生してもなおサービスを継続して行うことを前提としている社会福祉施設等において、国内需給の逼迫により防護具等の確保が難しい場合は、県の備蓄から提供することとしています。(A)</p> <p>教育現場においては、国から全国の小中学校等の児童生徒及び教職員に対し、布製マスクの配布が行われたことや、国の令和2年度補正予算において、保健衛生用品の購入経費の支援、学校再開のための感染症対策・学習保障等の支援が講じられたところです。</p> <p>また、市町村教育委員会に対し、学校の行動基準や感染症対策について、文部科学省の通知に基づき周知を図ったところです。(A)</p> <p>マスク、消毒液等の保健衛生物資については、引き続き国へ安定的な供給等について働きかけていきます。</p> | 県南広域<br>振興局 | 保健福祉<br>環境部、<br>中部教育<br>事務所 | A : 2 |
|-------|---|--|-------------|-----------------------------|-------|

|       |   |   |             |             |       |
|-------|---|---|-------------|-------------|-------|
| 7月31日 | <p>12 新型コロナウイルス感染拡大防止について</p> <p>2 避難所における感染症予防物品の整備について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、日常生活での多くの場面や、自然災害等が発生した際の避難所等における感染予防を徹底し、「新しい生活様式」に対応し、感染拡大を防止するため、以下の事項について要望する。</p> <p>2 避難所における感染症予防物品の整備について</p> <p>避難所において感染症予防の際に必要な物品（パーティション等）の整備について、全国的な需要の高まりにより、購入に時間を要する状況となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波、もしくはその他の感染症がいつ流行するかわからない中で、自治体が計画的に感染症予防物品を整備できるよう国へ働きかけること。</p> | <p>国の通知では、災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能とされているところですが、今後発生する可能性のある災害を想定し、避難所の開設に際し、自治体が必要な感染防止対策を講じられるよう、国に対し、財政措置を要望したところです。</p> <p>また、飛沫感染防止に有効なテントや間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達、避難所の換気設備の整備を支援するとともに、それらに要する平時からの財政措置を講ずるよう、全国知事会を通じて、国に対し提言したところです。（A）</p> | 県南広域<br>振興局 | 保健福祉<br>環境部 | A : 1 |
|-------|---|---|-------------|-------------|-------|

|       |  |  |             |             |       |
|-------|--|--|-------------|-------------|-------|
| 7月31日 | <p>12 新型コロナウイルス感染拡大防止について</p> <p>3 介護者が感染した場合の要介護者の短期入所施設について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、日常生活での多くの場面や、自然災害等が発生した際の避難所等における感染予防を徹底し、「新しい生活様式」に対応し、感染拡大を防止するため、以下の事項について要望する。</p> <p>3 介護者が感染した場合の要介護者の短期入所施設について</p> <p>要介護高齢者等を在宅介護している世帯において、主介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、残された要介護者は濃厚接触者として、介護サービスの利用が難しくなることから、こうした要介護高齢者等が短期宿泊できる施設を確保すること。</p> | <p>在宅で介護をしている御家族が新型コロナウイルスに感染することにより要介護高齢者等の介護者が不在となった場合は、居宅介護支援事業所が保健所と相談の上、個々の介護度等に応じて、在宅生活に必要な訪問介護や短期入所など、必要な介護サービスにつなぐこととなります。</p> <p>県では、こうした要介護高齢者等を受け入れる事業所等に対して、事業所等における感染防止対策の助言・指導や感染防止対策に係る経費への支援に取り組んでいます。</p> <p>なお、陸前高田市では、市が運営する震災ボランティア等の簡易宿泊施設を活用して、ほかに養育できる親類等のいない子どものほか、高齢者等を対象とした一時預かり施設の運営を始めたと聞いています。住民に身近な市町村において、地域の実情に応じてこうした取組を進めることは、地域住民の安心と利便性の向上につながることから、各市町村に対して陸前高田市の取組を情報提供したところであり、今後も市町村に対して必要な助言等を行っていきます。（B）</p> | 県南広域<br>振興局 | 保健福祉<br>環境部 | B : 1 |
|-------|--|--|-------------|-------------|-------|

|       |  |  |             |           |       |
|-------|--|--|-------------|-----------|-------|
| 7月31日 | <p>13 地域経済対策について</p> <p>1 持続化給付金の拡充について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府より発せられた緊急事態宣言は、社会活動のあらゆる場面における様々な活動を「中止」あるいは「自粛」させることとなり、これにより地域経済が受けた影響は、リーマンショックを越えるともいわれている。</p> <p>このような中で、本市としても産業の下支えをするための支援策等に取り組んでいるが、市内には零細・中小企業が多いといったこともあり、さらなる支援が必要であることから、次のとおり要望する。</p> <p>1 持続化給付金の拡充について</p> <p>零細、中・小事業者の事業継続を強力に後押しするため、持続化給付金の速やかな交付とともに、感染症拡大の情勢並びに経済活動の回復状況を鑑み、給付期間の延長やさらなる財政措置について柔軟に対応するよう国に働きかけること。</p> | <p>持続化給付金の速やかな交付を行うため、国に対し、令和2年6月10日に情報発信の強化、相談受付体制の強化や審査の簡素化等について要望しているほか、令和2年度第3号補正予算において、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じている事業者を支援するため、商工団体の経営相談体制の強化等に要する経費を措置したところです。</p> <p>また、事業者からも、売上要件の緩和や、複数回の給付を求める意見があり、これを受け、令和2年6月18日に全国知事会において緊急提言を行ったほか、県から国に対する要望でも同様の趣旨を盛り込んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、全国知事会と連携し、国に必要な働き掛けを行っていきます。</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | B : 1 |
|-------|--|--|-------------|-----------|-------|

|       |  |  |             |     |       |
|-------|--|--|-------------|-----|-------|
| 7月31日 | <p>13 地域経済対策について</p> <p>2 第一次産業に対する支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府より発せられた緊急事態宣言は、社会活動のあらゆる場面における様々な活動を「中止」あるいは「自粛」させることとなり、これにより地域経済が受けた影響は、リーマンショックを越えるともいわれている。</p> <p>このような中で、本市としても産業の下支えをするための支援策等に取り組んでいるが、市内には零細・中小企業が多いといったこともあり、さらなる支援が必要であることから、次のとおり要望する。</p> <p>2 第一次産業に対する支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費の落ち込みにより、農林水産物の価格の下落や生産資材の調達滞りなど、影響が長期間にわたることが見込まれることから、持続化給付金の支給要件の緩和などの支援策を講じるよう国に働きかけること。</p> | <p>持続化給付金については、市及び関係機関・団体と連携しながら農林漁業者へ制度の周知及び活用について支援を行ってきました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農業者への支援策として、国の「経営継続補助金」、「高収益作物次期作支援交付金」、「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」等、新たな対策を活用し、農業者の経営の継続ができるよう、市および関係機関・団体と連携して支援してきました。</p> <p>令和3年度当初予算においては、需要が減少している米について、主食用米から飼料用米、野菜等への作付転換を促進する「水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費」を新たに盛り込んだほか、県の継続事業等の内容の工夫や、国の第3次補正予算で措置された国事業の活用促進等により、需要喚起・消費拡大に向け対応していきます。</p> <p>首都圏等での緊急事態宣言による農林水産業への影響が懸念される中、引き続き関係団体や生産者からの声を把握しながら、関係団体等と連携して必要な対応を行っていきます。</p> | 県南広域<br>振興局 | 農政部 | B : 1 |
|-------|--|--|-------------|-----|-------|

|       |  |   |             |           |       |
|-------|--|---|-------------|-----------|-------|
| 7月31日 | <p>13 地域経済対策について</p> <p>3 中小企業の設備投資に対する財政支援の拡充について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府より発せられた緊急事態宣言は、社会活動のあらゆる場面における様々な活動を「中止」あるいは「自粛」させることとなり、これにより地域経済が受けた影響は、リーマンショックを越えるともいわれている。</p> <p>このような中で、本市としても産業の下支えをするための支援策等に取り組んでいるが、市内には零細・中小企業が多いといったこともあり、さらなる支援が必要であることから、次のとおり要望する。</p> <p>3 中小企業の設備投資に対する財政支援の拡充について</p> <p>新型コロナウイルス感染症収束後における、地域経済の回復を図るため、生産性向上や新しい生活様式に即した事業展開に取り組む事業者の設備投資を強力に支援するため、ものづくり補助金における賃金引上げ等の補助金の対象要件を一時的に撤廃すること。</p> | <p>国のものづくり補助金では、サプライチェーンの毀損への対応、テレワーク環境の整備などに投資する場合、通常に比べ補助率を引き上げる特別枠を設けています。</p> <p>また、特別枠の事業者については、感染症の影響を受けることを想定し、補助事業実施年度における賃上げ等の目標を据え置くことができることとする措置が講じられているところです。</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | A : 1 |
|-------|--|---|-------------|-----------|-------|

|       |   |  |                |              |              |
|-------|---|--|----------------|--------------|--------------|
| 7月31日 | <p>13 地域経済対策について</p> <p>4 「Go To キャンペーン」の地域への波及について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府より発せられた緊急事態宣言は、社会活動のあらゆる場面における様々な活動を「中止」あるいは「自粛」させることとなり、これにより地域経済が受けた影響は、リーマンショックを越えるともいわれている。</p> <p>このような中で、本市としても産業の下支えをするための支援策等に取り組んでいるが、市内には零細・中小企業が多いといったこともあり、さらなる支援が必要であることから、次のとおり要望する。</p> <p>4 「Go To キャンペーン」の地域への波及について</p> <p>国では、新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ観光消費拡大を目論んだ観光需要喚起策として「Go To キャンペーン」の準備を進めている。しかし、新型コロナウイルスの影響は非常に大きいことから、地域の小さな観光事業者へも効果が及ぶよう、第二、第三のキャンペーンを効果的に実施するよう国に働きかけること。</p> | <p>GoToトラベル事業については、実施期間を本年6月まで延長する方向で検討されていると承知していますが、現行の期限で終了することなく、継続的な観光需要の喚起を図るよう、全国知事会を通じて国に対し要望しているところであり、引き続き、機会を捉え、国に対し働き掛けを行っていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>B : 1</p> |
|-------|---|--|----------------|--------------|--------------|

|       |  |   |         |       |       |
|-------|--|---|---------|-------|-------|
| 7月31日 | <p>14 地方への適切な財源措置について</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対策については、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たし、総合的な対策により、だれ一人取り残さない対応が必要である。</p> <p>しかしながら、財政基盤の弱い市町村では、財源等の確保に困難をきたし、独自の財源だけでは十分な対策を行うことが困難であることから、以下のとおり財政面での支援を要望する。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、生活支援、雇用の維持及び事業の継続等の様々な分野において、多大な財政需要が見込まれ、現状の交付額では十分とはいえない状況であることから、第3次交付を拡充させるなどの措置を講じること。</p> <p>また、地方自治体が地域の実情に応じて様々な課題に対応できるよう、これまで以上に柔軟に活用できる制度とするよう、国に働きかけを行うこと。</p> | <p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充（1.5兆円）が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算（第4号）において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>(B)</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B : 1 |
|-------|--|---|---------|-------|-------|

|       |   |  |                |                |            |
|-------|---|--|----------------|----------------|------------|
| 7月31日 | <p>14 地方への適切な財源措置について</p> <p>2 G I G Aスクール構想実現に向けた財政措置について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対策については、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たし、総合的な対策により、だれ一人取り残さない対応が必要である。</p> <p>しかしながら、財政基盤の弱い市町村では、財源等の確保に困難をきたし、独自の財源だけでは十分な対策を行うことが困難であることから、以下のとおり財政面での支援を要望する。</p> <p>2 G I G Aスクール構想実現に向けた財政措置について</p> <p>新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校措置等を受け、4年間の事業計画であったG I G Aスクール構想に係る機器等の整備が、令和2年度に前倒し実施とされた。</p> <p>整備に関しては国庫補助や起債等も認められているが、教師用の端末は補助対象外であるなど、多額の地方負担が生じる制度となっていることから、国・県において、さらなる支援策を講じること。</p> | <p>G I G Aスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備については、端末等導入後に生じる通信料や端末等の更新費用など、地方自治体における財政負担等に懸念が生じていることから、県教育委員会としては、教育I C T環境の充実等に向けて、必要かつ十分な財源が確保されるよう国に対し引き続き要望していきます。(B)</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>中部教育事務所</p> | <p>B:1</p> |
|-------|---|--|----------------|----------------|------------|

|       |   |   |             |           |       |
|-------|---|---|-------------|-----------|-------|
| 7月31日 | <p>14 地方への適切な財源措置について</p> <p>3 令和3年度における財源措置について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対策については、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たし、総合的な対策により、だれ一人取り残さない対応が必要である。</p> <p>しかしながら、財政基盤の弱い市町村では、財源等の確保に困難をきたし、独自の財源だけでは十分な対策を行うことが困難であることから、以下のとおり財政面での支援を要望する。</p> <p>3 令和3年度における財源措置について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷により、市民所得や事業所の業績等が下がることが見込まれ、それが令和3年度の市税等にも影響を及ぼすこととなる。</p> <p>については、令和3年度の地方交付税拡充等により、地方自治体の財政安定化を図る措置を講じるよう、国に働きかけること。</p> | <p>県内市町村の歳入の見通しについては、景気動向に関する調査等によれば、今年度から来年度にかけて、企業収益や個人所得の減退が予想されるなど、厳しい状況にあると認識しています。</p> <p>県としては、地方財政の安定的な運営が可能となるよう、国に対し、全国知事会や全国市長会等と連携し、地方交付税の増額をはじめ、地方一般財源総額の確保や税財源の充実を求めたところです。</p> <p>令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されました。(A)</p> | 県南広域<br>振興局 | 経営企画<br>部 | A : 1 |
|-------|---|---|-------------|-----------|-------|